

ぬ檀越はすなはち忍勝の同属なり。眷属譲りて曰はく「殺人の罪を断らしめよ。故に輒く焼き失はず」といひて、地を点めて冢を作り瘞り収めて置く。死にて五日を歴てすなはち甦り、親属に語りて言はく「召す使五人、共に副ひて疾く往く。往く道の頭にはなはだ峻しき坂有り。坂の上に登りて躊躇ひて見れば、三の大きな道有り。一の道は平にして広し。一の道は草生えて荒る。一の道は藪を以ちて塞る。衢の中に王有り。使白して言さく「召せり」とまうす。王平なる道を示して言はく「是の道より將よ」とのたまふ。王の使衛み往く。道の末に大なる釜有り。釜の湯気焰の如く、涌沸くこと波の如く、吼鳴ゆること雷の如し。すなはち忍勝を取りて、井と彼の釜に投る。釜冷えて破裂れて四の破と成る。爰に三の僧出で来り、忍勝を問ひて言はく「汝何の善をか作ふ」といふ。答へていはく「我れ善を作はず。ただし大般若経六百巻を写さむと欲ひき。故にまづ願を發していまだ書き写さず」といふ。時に、三の鉄の札を出して、校ふれば白すが如し。僧告げて言はく「汝実に願を發し出家し道を修ふ。是の善有りといへども住める堂の物を多用る。故に汝の身を摧くなり。今還りて願ふことを畢へ、後に堂の物を償へ」といふ。纒放たれて還来り、三の大きな衢を過ぎて坂より下りてすなはち見れば、甦返る」といふ。

斯れすなはち願を發したる力なり。物を用し災は、是れ我が招ける罪なり。地獄の咎にあらず。大般若経に云はく「おほよそ錢一文を二十日に至りて倍さば、一百七十四万三貫九百六十八文に倍して在らむ。故に竊に一文の錢すら盗み用ることなかれ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

四 修行ふ人を妨ぐるに依りて猴の身を得る縁 第二十

近江国野州郡の部内の御上嶺に、神の社有り。名けて陀我大神と曰ふ。封六戸を依せ奉る。社の辺に堂有り。白壁天皇の御世の宝龜年中に、其の堂に居住める大安寺の僧惠勝、暫頃修行ふ時に、夢に人語りて言はく「我が為に経を読め」といふ。驚き覚めて念ひ怪ぶ。明日に小き白き猴現れ来りて言はく「此の道場に住みて、我が為に法華経を読め」といふ。僧問ひて言はく「汝は誰れぞ」といふ。猴答へて言はく「我れは東天竺国の大王なりき。彼の国に修行僧有り。従者の数千なり。所以に農業怠る数千といふは、千余の数を数千と云ふなり。因りて我れ制めて言はく「従者多くあることなかれ」といひき。其の時

一 殺意なく闕段して人を殺したばあいは絞、刃を用いて人を殺したばあいは故意に人を殺したばあいは斬、罰法律および疏。忍勝を殺した檀越を断罪するための証候保存が必要なのである。二 下巻二十二縁。三 下巻二十二縁。四 下巻二十二縁。下巻二十二縁と本説話とは同じひとつの冥界でおこつた異なるふたつの事件を説話化したもの。

五 本説話にみえる王には名がつけられていない。閻羅王と解すべきではない。

六 中国説話の世界では、冥界の歧路が叙述されるばあいでも、その歧路がどのような状態なのか、岐路のひとつに平坦な道が含まれているのか、いらないか、記されはしない。

七 一 坂原。岸下見。鑿湯刀劍楚毒之具。応時悟。是地獄。二 法苑珠林。奈洞。感心縁所引冥祥記。張心」という例もあるが、道の終着地点に釜が沸きたっている、と述べられるのはめずらしい。

八 底本訓釈「井(井か(ツツハト))。二 井は、井の中に物を投げ入れたときの音をあらわす文字。二 續一は、一すると同時に、の意。

三 原文即見。見ると同時に、の意。
三 この引用文は大般若波羅蜜多經にみえない。
四 第一日に一文、第二日に二文、第三日に四文、第四日に八文、というぐあいに毎日二倍にしてゆくならば、第二十日には五二四二八八文となる。本説話の「一百七十四万三貫九百六十八文」とは大きく相違する。記数法に少々問題があるが「二百七十四万三貫九百六十八文」は「七四三九六八文をあらわすか(一貫は一千文)。五二四二八八文を二貫をひとまとまりの単位のように考えて記すならば、一七四×二貫十二

八八文となる。本説話は、これをあらわす表現を誤写したか。

第二十四縁 神が罪の報いの身である、とされ、仏の優位が示される。扶桑略記・光仁天皇条に引用。

五 滋賀県野洲郡。一六三上山。
六 延喜式・神名帳に、近江国野洲郡に御上神社がみえる。現在の御上神社である。本説話によれば御上神社は陀我大神を祭っているが、延喜式・神名帳にみえる近江国犬上郡の多何神社(現在の多賀大社)との関係は不明。神祇正宗に内裏三十番神を述べて十八日の箇所に「三山上か大明神」をあげ、「今ノ多賀大明神、本地ハ伊弉諾尊也」としている。

六 神社を經濟面から支えるための封戸。神戸、神封という。その戸より納める調、庸、田租が神社の建造や調度などであてられた神祇念也。新抄格勅符抄に、天平神護二年(天喜)に「田鹿神(六戸)とみえる(松浦真俊。下文に典主の横領が述べられる。ここに「封六戸」が特記されるのはその伏線である。元七七〇一七八一年。

三 本書では、動物が人のことばを發するばあいに、夢の中、と設定される説話(中巻十五縁)とがある。いずれのばあいにも、その動物の發言内容の虚実が検討され、その動物の行動のことばを發しているが、惠勝はその動物の發言内容の虚実を検討することなく信じている。満預は信しない。白猴の發言内容を信じていると信しないとの差は、夢をみたのと夢をみてい

に我れは從衆の多きことを禁めて、道を修ふことを妨げざりき。道を修ふことを禁めずといへども、從者を妨ぐるに因りて罪の報と成りて、なほ後の生に此の彌猴の身を受け、此の社の神と成る。故に斯の身を脱れむが為に、此の堂に居住みて我が為に法華經を讀め」といふ。僧言はく「然れば供養し行はむ」といふ。時に彌猴答へて曰はく「本より供ふべき物無し」といふ。僧言はく「此の村に極多有り。此れを、我が供養の料に充てて經を讀ましめよ」といふ。彌猴答へて言はく「朝廷我れに祝ふ。而れども典れる主有りて、己が物と念ひて、我れに免さず。我れ恣に用ず」といふ。典れる主とは、すなはち彼の神の社の司なり。僧言はく「供養無くは、何為經を讀み奉らむ」といふ。彌猴答へて言はく「然れば、浅井郡に諸の比丘有り。六卷抄を讀まむとす。故に我れ其の知識に入らむ」といふ。浅井郡は、同じき国内に有る郡なり。六卷抄は是れ律の名なり。此の僧念ひ怪びて、彌猴の語に隨ひて、往きて檀曰の山階寺の満願大法師に告ぐ。猴の詭へたる語を陳ぶ。其の檀曰の師、受けずして言はく「此れ猴の語なり。我れは信はず。受けず。聴かず」といふ。すなはち抄を讀まむとして、設をする頃に、堂童子優婆塞、忿々しく走り來りて言はく「小き白き猴堂の上に居る」といふ。總見れば九間の大なる堂、侍ること微き塵の如く、みなことごとく折れ摧く。仏の像みな破れ、僧坊みな仆る。見れば誠に告げたるが如し。既にことごとく破れ損はる。檀曰と僧と更に七間の堂を作り、彼の陀我大神の名を顯せる猴の語を信ひて、同じく知識に入れて、願ふ所の六卷抄を讀み、并に大神の願ふ所を成す。然うして後に、願了るに至るに、かつて障の難無し。夫れ善き道を修ふことを妨げて、儼彌猴と成る報を得。故に僧を勸へ催すなり。なほ妨ぐるべからず。悪しき報を得るが故に。往昔過去に、羅睺羅國王作りし時に、一の独覺を制めて、食を乞はしめず、境に入ることを聴さず、七日頃飢多きしめき。此の罪の報に依りて、羅睺羅六年生れず、母の胎の中に在りといふは、其れ斯れを謂ふなり。

大海に漂流れ敬ひて釈迦仏の名を称へて命を全くする

こと得る縁 第二十五

長男紀臣馬養は、紀伊国安謫郡吉備郷の人なり。小男中臣連祖父磨は、同じき国海部郡浜中郷の人なり。紀万侶朝臣、同じき国日高郡の潮に居住み、網を結びて魚を捕る。馬養と祖父磨と二人備賈ひて年の価を受け、万侶朝臣

ないのとの差であろう。夢によつて不思議な世界、神仏の世界が示される。上巻十縁。三法華經を畜生救済のための經と把握しての言か。この會話文の原文は、住三道場、而為我誦法華經云。會話文の末尾に「云を置く」とは中國説話の世界では珍しいことではない。夷堅志所収の説話に多くの例がみえる。四東インド。インド(天竺)を五地方(五天竺)に分けたらつと。五原文「從者数千」が、從者の数が千、の意であつて、從者が数千、の意ではないことを示す注。

一 罪業に対する報果として受けた身。
二 西天ノ靈鷲山ノ鎮守ハ以猿為使者ニ溪風拾葉集云云とあるような、天然とサルとのイメージの結びつきにもとづくか。
三 上文に「封六戸」とあつた。
四 底本訓釈「典へ可止礼留」。
五 のようらつと。
六 滋賀県東浅井郡、伊香郡あたり。
七 道宣の四分律刪繁補闕行事鈔。六卷に調卷されるべきがあつた。
八 羅越に同じ。施主。
九 興福寺。
一〇 未詳。本説話以外に所伝をみない。「大法師」は下巻十七縁。

二「竊」は、一すると同時に、の意。
三 ここにみえる「九間」、下文にみえる「七間」は、母屋の桁行・棟の方向の柱間(し)の数がそれぞれ九、七であることを示す。きわめて大規模な堂舎がたち並んでいたらしい。

宝龜四年(七五三)三月、近江国に大風が吹き荒れた(統紀)。本説話にみえる堂舎の一隅にしての崩壊は、おそらくはその時の大風によるものであろう。本説話は、堂舎の崩壊を神のしわざとして説明しようとするもの。
三 原文「信」彼陀我大神頭名猴之語也。

二 玄心は一切経音義・二十一に「又言覆障、六年に始、為胎所覆也、又七年在母腹中、一由往業、二由現在、往業者、昔曾作國王、制断一独覺、不聽入山、独覺在山、七日不得乞食、因墮地獄、余報猶七年、在母腹中」とみえる(攷証所引の潮音の指題)。摩訶僧祇律・十七はじめ諸書にみえるが、措辞の面からいえば一切経音義がもっとも類似する。羅睺羅は釈迦の子。独覺は山林修行者。

第二十五縁 今昔物語集十二ノ十四に書承。

五 成人の男子。戸令にみえる「丁」と同意か、とする攷証の説によるならば、二十一歳以上の男子(戸令)。七五七年以降は二十二歳以上とされた(類聚三代格・十七)。
六 未詳。本説話以外に所伝をみない。
七 和歌山県有田郡吉備町あたり。
八 戸令によれば四歳以上十六歳以下七五七年以降は十七歳以下の男。
九 未詳。本説話以外に所伝をみない。
一〇 和歌山県海草郡下津町あたり。
一一 未詳。本説話以外に所伝をみない。
一二 和歌山県日高郡、御坊市あたり。「潮」は日高川河口あたりであらうか。